

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 41 年 3 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、42 年 8 月 7 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 3 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から 42 年 7 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 7 日から 42 年 8 月 7 日まで

年金事務所に A 社における厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、私と同姓同名で生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が判明した旨の回答を得たが、当該被保険者記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は確認できるものの、同被保険者資格の喪失日が不明となっているため、年金事務所における記録の訂正はできないとのことであった。

年金記録確認第三者委員会において調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で、生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 41 年 3 月 7 日、喪失日は不明）が確認できるところ、当該被保険者記録が収録されている厚生年金保険手帳記号番号は、申立人の基礎年金番号に統合済みの厚生年金保険手帳記号番号と同一であることなどから、当該被保険者記録は申立人の記録に相違ないものと判断される。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人に係る記録では、昭和 41 年 10 月に

標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できること、当該名簿の表紙の「算定処理年月日」欄には、42年の算定処理完了日が「42.8.11」と記載されているが、申立人の被保険者記録には、同年の標準報酬月額の改定記録が記録されていないこと、43年3月4日に書き換えられたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立人は、41年10月の標準報酬月額の時決定時には、同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものの、42年8月11日の算定処理完了日及び43年3月4日に行われた前述の被保険者名簿の書き換え以前に、同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことが推認できる。

加えて、申立期間当時、A社B工場及び同社C工場を総括管理していたとする元工場長、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる人事管理事務を担当していたとする同僚は、「申立期間当時、A社B工場及び同社C工場に勤務する従業員は、全員が厚生年金保険に加入しており、社会保険及び給与計算等の手続は、本社が行っていた。」と供述している。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は昭和41年3月7日にA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得し、42年8月6日に同資格を喪失していることが確認できるところ、前述の被保険者名簿における複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、雇用保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和41年3月7日と記載されているものの、資格喪失日については記載が無く、不自然な記録となっていることが確認できるところ、日本年金機構事務センターは、「A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記載が無いことについては、当時の状況は不明であるが、記録管理に不備があったと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和41年3月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、42年8月7日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の資格取得時（昭和41年3月7日）及び昭和41年10月の時決定に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年3月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から42年7月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から53年1月まで

私は、昭和48年2月頃にA市B区において国民年金加入手続を行い、国民年金保険料はC郵便局や金融機関で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月頃にA市B区において国民年金加入手続を行ったと供述しているものの、オンライン記録、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、申立期間直後の53年2月8日に、国民年金に任意加入して最初の国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 6 月まで
私が大学生だった時、母親が国民年金への加入手続を行い、郵便局などで国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 63 年 7 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されないため、申立人の母親は、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、当該記号番号が払い出されたことにより、申立人は遡って国民年金被保険者資格を取得していることは確認できるものの、申立期間直後の昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月までの保険料は、63 年 9 月 20 日に過年度納付されていることが確認でき、この納付時点において、申立期間は、時効により保険料を遡って納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金加入手続の時期に関する記憶は定かでないとしている上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から42年3月まで

私は、申立期間当時は学生で、帰省した時に母親から「将来のことを考えて国民年金に加入させたから。」と言われたことを憶えている。

母は高齢で当時の記憶が定かではなくなり、兄弟も当時の状況は分からないと言っているが、両親の性格から私の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が、平成9年1月当時に加入していた厚生年金保険の記号番号が付番されており、オンライン記録によると、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された事跡は見当たらず、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続は、平成14年10月に行われており、その際、昭和39年*月*日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できるものの、申立人が国民年金への加入手続を行うまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったため、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該加入時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

平成 17 年 4 月 1 日にA社に入社し、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 17 年 4 月分及び同年 5 月分の出勤簿、同年分の賃金台帳、申立人が所持する同年 4 月分の給与支給明細書並びに同年 9 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、申立人が申立期間において同社に勤務し、事業主により給与を支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳及び給与明細書により、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるところ、A社は、「当社では、厚生年金保険料を当月控除しており、申立人の平成 17 年 4 月分の給与から同月分の厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、申立人も、平成 17 年 4 月分の給与から厚生年金保険料は控除されていない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録については、同社が平成23年8月24日に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得（訂正）届を年金事務所に提出したことにより、申立人の被保険者資格取得日が既に17年5月1日から同年4月1日に訂正されているが、当該訂正処理は、保険者の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われた確認請求に基づくものであり、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料をその主張する申立事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月15日から35年3月1日まで

私の夫は、昭和29年から、35年に私と結婚してA社に勤務するまで、B社C支店に継続して勤務していた。申立期間のB社C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立期間当時、私の夫は、B社C支店に継続して勤務していた。」と申し立てているものの、申立期間のうち昭和29年11月15日から31年2月10日までの期間については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、前述のD社の複数の同僚は、「期間の特定はできないが、申立期間当時、申立人はD社に勤務していた。」と供述している上、申立人の妻が、申立期間後の勤務先であると主張するA社の複数の同僚は、「会社名は憶^{おぼ}えていないが、申立人から、『E業種(D社と同じ。)から移ってきた。』と聞いたことがあるが、F業種(B社と同じ。)から移ってきたとは聞かなかった。」と供述している。

さらに、適用事業所名簿から、申立期間には、G市においてB社に係る適用事業所が確認できない上、B社H本社の厚生年金保険担当者は、「当時、G市には当社の支店が無く、当社の社員であった場合は、当社のI本社において厚生年金保険に加入させていたと思われる。」と回答し、B社I本社の人事担当責任者は、「申立人に係る人事記録が無く、不明である。」と回答していると

ころ、B社（現在は、B社I 本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立期間のうち昭和29年11月15日から31年2月10日までの期間は、D社に係る厚生年金保険被保険者資格を確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の妻は、「私の夫並びに私の夫の両親及び兄弟は、全て亡くなっており、申立期間の夫の勤務先がB社であったことを確認できる親族はいない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務を確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料をその主張する申立事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日まで
平成 22 年 4 月に「ねんきん定期便」が届いたので、当時の給与支給明細書と照らし合わせてみたところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額については、実際に支給されていた給与支給額と大幅に相違していることに気付いた。
当該期間に係る給与支給明細書を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、申立人が提出した申立期間に係る給与支給明細書（平成元年 11 月分を除く。）により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支給を受けていたことが確認又は推認できる。

しかしながら、申立人が提出した前述の給与支給明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、A社が社会保険事務手を委託している社会保険労務士事務所から提出された、平成 3 年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、申立人が提出した同年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の給与

支給明細書に記載された総支給額から「その他手当」を差し引いた金額が報酬月額として記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「私は当時、A社の営業車として私の車を使用しており、A社から一定額の使用代金を支給されていた。」と供述しているところ、A社の給与担当者は、「現在の給与支給明細書には『借り上げ車両』の項目があり、その項目は、従業員の所有車を会社で使用させてもらう上で契約書を交わし、必要な維持費として計上していることから、当該項目は報酬ではないと判断し、給与支給明細書における総支給額から『借り上げ車両』の額を除いた金額を報酬月額として健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届に記載している。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4346（事案 3482 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 10 日から 12 年 10 月 29 日まで

A社に在籍中の平成6年に傷病手当金を受給したが、その際に実際の給与支給額と標準報酬月額が相違していることに気付いた。在籍中は標準報酬月額に見合った厚生年金保険料よりも高い保険料を給与から控除されていたと思うとして、申立てを行い、申立期間のうち平成9年9月について標準報酬月額を22万円に訂正することが必要であるという通知を受け取ったが、その他の期間については認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間の給与支給額に見合う標準報酬月額と年金記録の標準報酬月額には大きな隔たりがあるため、申立期間当時の事務担当者へ当時の状況を確認し、平成6年に受給した傷病手当金の検証をした上で、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしいので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年9月1日から同年10月1日までの期間については、A社が提出した所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料より高い保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を22万円とする一方、i）平成5年5月10日から同年6月1日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿において厚生年金保険料の控除が確認できないこと、ii）同年6月1日から7年9月1日までの期間、同年12月1日から9年9月1日までの期間、同年10月1日から12年10月29日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回る額であること、iii）7年9月1日から同年

12月1日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿において報酬月額及び保険料控除額が記載されておらず標準報酬月額を推認することはできないことなどから、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき23年4月7日付けで、申立期間のうち9年9月1日から同年10月1日までの期間については年金記録を訂正することが妥当であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は、年金記録の標準報酬月額とは大きな隔たりがある。申立期間当時の事務担当者の連絡先が分かるので、当時の状況を確認して標準報酬月額を訂正してほしい。」として再度申し立てている。

しかしながら、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に関する資料は、前回の申立て時と同様、A社が提出した申立人に係る平成5年分から12年分までの期間の所得税源泉徴収簿のみである上、同事業所で申立期間当時に事務を担当していたとする二人は、「所得税源泉徴収簿に記載されている保険料額を、従業員の給与から控除していた。」と供述している。

また、申立人は、支給を受けた傷病手当金の額から、算出の基礎となる標準報酬月額が分かるのではないかと主張しているが、全国健康保険協会は、「申立人に対し平成6年8月20日から同年8月29日までの10日間に2万4,948円の傷病手当金が支給されていることは確認できるが、支給申請書は既に廃棄しており、支給金額の内訳等について確認できない。」と回答している上、A社は、「当時の傷病手当金支給申請書等の資料は保管しておらず不明である。」と回答していることから、傷病手当金の算出の基礎となった標準報酬月額を確認することができない。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、平成6年4月1日付けの資格取得時における賃金月額が18万円と記録されていることが確認できるところ、当該月額に見合う標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録における同年の定時決定による標準報酬月額（18万円）と一致している。

加えて、申立人が平成12年10月19日にA社を離職した後に受給した雇用保険の支給記録において、離職時賃金日額は7,283円と記録されており、この日額から算出される給与月額21万8,490円に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録により確認できる同年9月の申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時における標準報酬月額（22万円）と一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年頃の 1 年半程度

A事業所に、昭和 31 年頃に 1 年半程度勤め、私の祖母「B」が所有する「C船」に乗り組み、D湾での毒ガス弾の危険な引揚げ作業を行ったが、この期間に係る船員保険の被保険者記録が無い。

D湾で毒ガス弾の引揚げ作業をしていたのは事実なので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年頃に 1 年半程度、A事業所で申立人の祖母「B」が所有する「C船」に乗り組み、D湾内での毒ガス弾の引揚げ作業を行ったとして申し立てしているところ、申立人が名前を挙げた船長の被保険者記録が、船舶所有者「B」に係る船員保険被保険者名簿において確認できること、及び当該名簿の「船舶の名称」欄に「E船、C船」、「船舶の用途」欄に「引揚げ船」と記載があることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は船舶所有者「B」が所有する船舶に乗り組み当該作業に従事したことは推認できる。

しかしながら、前述の船舶所有者「B」に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できない上、当該被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

また、申立人は「船員手帳を持っていた記憶が無い。船は、E船とC船と2隻あり、4人ずつ乗っていた。私はC船に乗っていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において確認できる被保険者数は延べ5人である上、申立人がE船に乗り組んでいたとして名前を挙げた同僚の記録は確認できないことから判断すると、事業主は、必ずしも全ての乗組員について船員保険に加

入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の船舶所有者「B」に係る船員保険被保険者名簿の「船舶所有者」欄中の「仮住所」欄に「F市G町H事業所内（申立人と同姓同名）」という記載があり、記号索引簿においても「連絡先F市G町H事業所内（申立人と同姓同名）」という記載が確認できるが、申立人は「私はH事業所で勤務していない。船に乗っていた。作業の責任者だった。」と供述している上、H事業所は、船員保険及び厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げたA事業所は、船員保険及び厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、申立人が挙げた事業所の住所地に「I事業所」が船員保険の適用事業所として確認できるところ、I事業所は、昭和28年12月10日から29年8月25日までの期間及び同年11月5日から30年8月31日までの期間において船員保険の適用事業所であったことが確認できるが、当該事業所の船員保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録は確認できない。

また、国の機関Jの資料等において、D湾での毒ガス弾の引揚げ作業を国の機関Kから請け負ったとされるL社に係る船員保険被保険者名簿、及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 36 年 10 月 3 日まで
② 昭和 36 年 12 月 31 日から 41 年 9 月 28 日まで

私の父が創業したA社で、B担当として勤務していたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿によると、申立人が、申立期間①当時、申立事業所において共に勤務したと主張する申立人の弟について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない上、申立人の弟の子は、「私の父（申立人の弟）は、A社に申立人より長く勤務していたが、厚生年金保険には、加入していないという認識を持っていたと話していた。」と供述している。

また、適用事業所名簿によれば、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと

考え難い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和36年10月にA社を退職し、C社において約2か月間勤務した後、同年12月にA社に戻り、41年9月27日まで継続して勤務したと主張している。

しかしながら、A社の登記簿謄本によると、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した（取得日は、昭和36年10月3日）時期である昭和36年9月20日に、代表取締役が交代していることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、それぞれ、「申立人は、社長が交代してからは、勤務していないと思う。」、「申立人は私が入社した昭和39年頃は、在籍していなかった。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社に係る被保険者名簿によると、前述の申立人の弟について、申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない上、前述のとおり、申立人の弟の子は、「私の父（申立人の弟）は、厚生年金保険には、加入していないという認識を持っていたと話していた。」と供述している。

加えて、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、「一時期、A社の取引先であるD社（現在は、E社）の下請として、F港でG業務の手伝いに行ったことがある。」と供述しているところ、申立期間②のうち、昭和40年4月1日から同年6月1日までの期間について、H公共職業安定所が管轄する事業所（事業所名は不明）に係る

申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。